

第4次  
宮古島市環境モデル都市行動計画  
(2024年度～2028年度)



2024年3月  
宮古島市



## 目次

1	全体構想（計画策定の背景・目的）	2
1-1	計画策定の背景	2
1-2	計画の目的	2
1-3	国内外の地球温暖化対策に関する動向	2
1-4	宮古島市の地球温暖化対策	4
2	計画の基本的事項	8
2-1	計画の位置づけ	8
2-2	基本方針	11
2-3	計画期間	11
2-4	基準年度	11
2-5	目標年度	11
2-6	対象とする地域・主体	11
2-7	推進体制	11
2-8	宮古島市版マングラ	12
3	宮古島市の温室効果ガス排出の現状	13
3-1	対象となる温室効果ガス	13
3-2	温室効果ガスの排出実態等	13
3-3	温室効果ガス削減推進に関する現状と課題	14
4	温室効果ガス削減目標	16
4-1	温室効果ガス排出量の推計の前提	16
4-2	将来の温室効果ガス排出量の推計結果	16
4-3	ゼロカーボンを見据えた再エネ導入および省エネ推進目標	16
4-4	温室効果ガス削減目標	17
5	削減目標の達成に向けた施策	19
5-1	基本理念及び取組方針	19
5-2	取組内容	20
6	取組体制等	27
6-1	行政機関の連携体制	27
6-2	地域住民等との連携体制	27
6-3	大学、地元企業等の知的資源の活用	27
6-4	フォローアップの方法	27

## 1 全体構想（計画策定の背景・目的）

### 1-1 計画策定の背景

#### （1） 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされている。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されている。

2021年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示された。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されている。

### 1-2 計画の目的

（2） 第4次宮古島市環境モデル都市行動計画は、（以下、「本計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」（以下「温対法」という。）第21条第4項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）に該当する。本計画は、宮古島市域全体の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制等を行うための施策を定めるものである。

国の計画である「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体の基本的な役割として「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべき」と記されている。そのため、宮古島市は本計画の作成義務がある自治体ではないものの、脱炭素に向けた積極的な関与・取組実施は自治体の責務（温対法第4条）であることに鑑み、取組のスムーズな進捗を図ることを目的として、基本的な方向性や施策、推進体制等を整理し、それらを本計画の中でまとめることとした。

### 1-3 国内外の地球温暖化対策に関する動向

#### （1） 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択された。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally

determined contribution) を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言える。

2018年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされている。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がった。

## (2) 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。翌2021年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセント削減の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表された。また、2021年10月には、これらの目標が位置付けられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされた。

地球温暖化対策計画において、我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050年カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されている。

## (3) 沖縄県の動向

沖縄県の基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」(2010年3月策定、2017年5月改定)では、本県の目指すべき将来像として「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」を掲げ、将来像の実現に向けて、「亜熱帯の海洋島しょ圏の立地特性を戦略的に活用し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーなど環境技術の革新を進め、世界の環境フロンティア及び地球温暖化対策の先進的モデルとなる低炭素島しょ社会を実現する」ことを謳っている。その流れの中で、2014年に、「沖縄県エネルギービジョン・アクションプラン」を、2022年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を策定し、2050年のエネルギーの脱炭素化に向け、2030年度の将来像として「低炭素で災害に強い、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会」を掲げ、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組む姿勢を明確に打ち出している。

2001年5月に、地球環境問題に対して沖縄県民・事業者・行政等の各主体が具体的な取組みを進めていくため、「みんなで作る清ら島—おきなわアジェンダ21—」を策定し、併せておきなわアジェンダ21を全県的に推進するための母体として「おきなわアジェンダ21県民会議」を2002年8月に設立し、地球環境問題に対する各種取組みを進めている。なお、同計画は2017年に国内外の動向などの社会情勢を踏まえた見直しを行い、改訂されている。

沖縄県環境基本条例に基づいた、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「沖縄県環境基本計画」については、令和5年3月に改定が行われ、「第3次沖縄県環境基本計画」として「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会」の実現が謳われている。

さらに、上記環境計画を上位計画として、地球温暖化対策実行計画の事務事業編(名称:沖縄県環境保全率先実行計画(第5期))及び区域施策編(名称:第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(沖縄県気候変動適応計画))がともに2021年3月に策定され、温室効果ガスの削減を目指す各種施策が実施されている(いずれも2023年3月に改定)。

2021年3月26日に、県全体で気候変動をめぐる現状と危機感を共有し、必要な行動を促すことを目的として「沖縄県気候非常事態宣言」かが行われた。宣言の中では、「誰一人取り残さない社会の実現」に向けて「ゆいまーる精神」で緩和策と適応策に一層取り組むことを決意するとし、気候変動に適応した環境・経済・社会の持続可能な発展や2050年に向けて温室効果ガス排出量を実質ゼロとし、豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある美ら島沖縄を次の世代へ引き継ぐとしている。

#### 1-4 宮古島市の地球温暖化対策

##### (1) 宮古島市の概要

宮古島市は沖縄本島から南西に300km、北緯24~25度、東経125~126度に位置し、6つの島(宮古島、池間島、来間島、伊良部島、下地島、大神島)から構成され、宮古島が総面積の78%を占めている。東京と香港・フィリピン等の東南アジア諸国との中間に位置しており、古くは14世紀から中山王朝との航路が開かれ、近年では漁業を通じ、南アジア諸国との交流が始まり現在でも継続されている。気候は高温多湿の亜熱帯性気候で、年平均降水量は約2,000mmを超え、珊瑚礁からなる宮古島の全体がおおむね平坦で低い台地状を呈し、大きな河川もなく、生活用水等のほとんどを地下水に頼っている。降雨は地下水盆に溜まり、生活用水、農業用水等で使用されなかった地下水は、余剰水として海へ流れ出ることによって、島周辺の珊瑚等の海洋資源を育む循環型社会を構築している。

##### (2) 宮古島市の人口

宮古島市の人口は経年的に減少傾向にあり、2015(平成27)年で51,186人となっている。また、全国的にも人口減少が進むと予測されている中、宮古島市においても社人研推計では2060(令和42)年の総人口は35,376人まで減少することが予測されている。このような中で、今後は社会減対策と自然減対策の2つの基本的方向に基づき、

- ◆「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」  
⇒2060(令和42)年までに出生率を2.73とする
- ◆「産業の振興・雇用創出によるU I ターンの促進」  
⇒人口移動を均衡状態(転出者=転入者)とする

以上のような積極的な施策を展開していくことにより、人口の減少幅を抑制し、2060（令和42）年における人口を概ね55,000人としていくことを目標としている。

### （3）宮古島の産業

宮古島の最大の産業は、さとうきび産業を中心とした農業であるが、地下水が農業用水として利用されるまでは、さとうきび生産高は気候に左右されやすい状況にあった。世界的にも類を見ない規模の地下ダムをはじめとする灌漑施設が整備され、地下水が大量に安定供給された事がさとうきびの安定生産に大きく寄与しており、近年ではさとうきびの他、葉たばこやマンゴー等の栽培が盛んである。

農業の他、観光も重要な産業のひとつである。宮古島市は四方をエメラルドグリーン的大海とサンゴ礁に囲まれた美しい島であり、国指定の名勝地である東平安崎や国内最大級のサンゴ礁群「八重干瀬」、与那覇前浜ビーチ、ラムサール条約の登録をうけた与那覇湾等、豊富な自然・景観資源を有している。



図1 国内最大級のサンゴ礁群「八重干瀬」、与那覇前浜ビーチ

また、これらの豊富な自然・景観資源のもとでスポーツを楽しむべく毎年国際的規模のイベントである全日本トライアスロン宮古島大会の開催、各種スポーツのキャンプの実施など「スポーツアイランド」としても知名度をあげており、年間およそ100万人の観光客が来島する。2019年3月には新たな空の玄関口として「みやこ下地島空港ターミナル」が開業した。



図2 全日本トライアスロン宮古島大会、みやこ下地島空港ターミナル

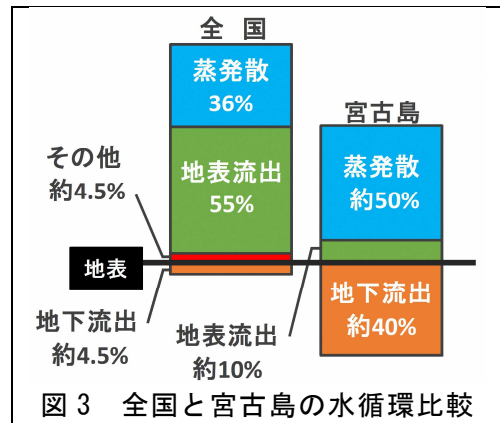
#### (4) エコアイランド宮古島のきっかけ

過去本土復帰前の時代には、猛烈な台風や大規模な干ばつにより、人口が大幅に減少するなど、自然災害が島の持続可能性に対して重大な影響をもたらした。本土復帰後には、水道、道路、港湾、病院、地下ダム等の社会基盤整備が進み、人口は増加し、自然災害の影響は以前よりも緩和してきた。

他方で、生活が豊かになるにつれて、農業を中心とした土地利用の影響により、地下水への負荷が増大し、平成元年前後にかけて、地下水の硝酸態窒素濃度が上昇した。そのまま地下水汚染が進めば、生活用水として利用できなくなり、持続可能性に重大な影響を及ぼす危機的な状況となった。この危機をきっかけとして市民の地下水保全に対する意識は高まり、農業における対策などによって、現在の硝酸態窒素濃度は安定してきている。

これまでは先人の様々な努力によって危機的状況を乗り越えてきたが、本市ではこの他にも離島であるがゆえの持続可能性に関する課題がある。

物資の多くは島外から移入しているが、市民や旅行者を含め、島内で消費された後に排出される廃棄物の多くは、島内で処理する必要があり、最終処分を行う土地は限られている。





人々の生活に必要な不可欠であるエネルギーは、その資源のほとんどを島外に依存しており、原油価格等、外的な要因による影響を受けやすく、輸送コストを含むエネルギーコストは市民生活の負担となっている。離島であるがゆえに、将来的にはさらなる負担増を招くリスクが存在している。

本市における主要産業のひとつである観光では、その美しい自然環境を資源として、近年急速に入域客数が増加し、経済に好影響をもたらしている。一方で、海浜をはじめとした観光地には、過去には経験したことのない数の旅行者が訪れ、本市の観光資源である自然環境はこれまでにない負荷にさらされている。

また、観光振興による経済波及効果の裾野をさらに広げていくため、主要産業である農水産業と連携し、地場産品を旅行者へ提供できる仕組みをつくることにより経済的豊かさを多くの市民に波及することで、持続可能性を高めていくことが可能となる。

いつまでも住み続けられる豊かな島を実現するためには、引き続き、地下水の保全に努めるとともに、離島ゆえの課題の解決に向け、取り組んでいかなければならない。

2015年9月には国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals=SDGs）」が全会一致で採択され、持続可能な社会づくりに向けた取組が国際社会全体の潮流となっている。

本市においては、離島という地理的条件や地下水に関わる自然的条件、観光や農水産業等の社会的条件を踏まえて、持続可能な島づくりを目指し、エコアイランド宮古島宣言を行った。今後は特に対策が求められる事項を対象を絞り、エコアイランド宮古島の取組として位置づけることで、市民、事業者、団体、行政等がビジョンを共有し、一体となって取組を進めていくことが求められる。

#### (5) 今後の取組の方向性

環境モデル都市の取組は、持続可能な島づくりであるエコアイランド宮古島全体の取組の中に位置づけられ、温暖化対策や資源循環型社会システム構築に向けた主要施策のひとつである。

WMO（世界気象機関）によると、2023年が観測史上最も高温な年であると発表され、気象庁でも日本の統計史上最も高温であるとしている。同年には国連のアントニオ・グテーレス事務総長は世界的な猛暑に対して「地球沸騰化」と表現した。

本市では、引き続き地球温暖化対策に向けて、2023年に認定された脱炭素先行地域における取組を着実に進めるとともに、その成果について国内はもとより、海外の島嶼地域や蒸暑地域に向けて情報発信を行い、地球温暖化対策と地域活性化に貢献していく所存である。



図5 不法投棄、市鳥サシバ

## 2 計画の基本的事項

### 2-1 計画の位置づけ

本計画に関連する計画等は下記のとおり。

#### ■第2次宮古島市総合計画（令和4年4月）

「心かよう夢と希望に満ちた島 宮古（みゃ〜く）〜みんなで創る 結いの島〜」を基本理念とする総合計画である。基本構想第3章施策の大綱の筆頭に「地下水や豊かな自然環境と共生したエコアイランド宮古（みゃ〜く）」を位置づけており、地下水や海、緑の保全とともに資源循環型社会の構築を柱に掲げている。

また、基本計画では、循環型社会の構築の中で、脱炭素による地球温暖化対策やエネルギーの地産地消、エネルギーコスト低減化対策などを位置づけている。

#### ■エコアイランド宮古島宣言 2.0（平成30年3月更新）

平成20年3月31日に行ったエコアイランド宮古島宣言は、発表から10年を経過したタイミングである平成30年3月にバージョンアップを行った。

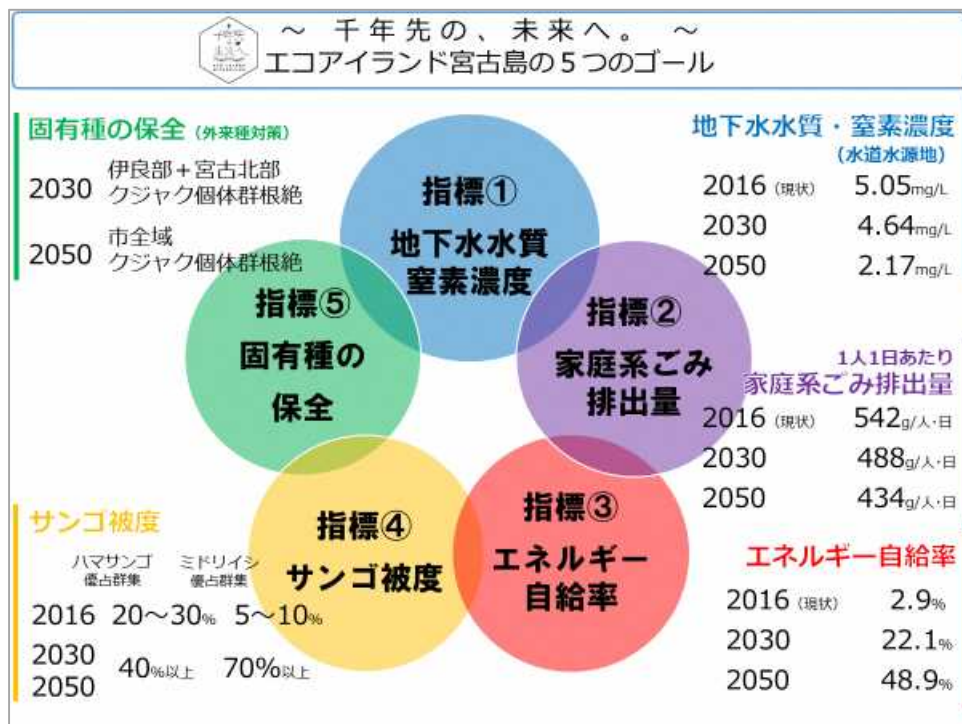
このバージョンアップは、「エコアイランド宮古島」という言葉は浸透しつつあるものの、

- エコアイランドとは何かよく分からない。
- 自分たちの生活とは関わりを感じられない。
- エコアイランドの取り組みの重要性は理解できるが、どう関わればいいかが分からないといった声が多くあり、市民主体の持続的な取り組みに繋げていくためには、エコアイランド宮古島を再定義し、ビジョンを改めて明確化する必要があると考え実施したものである。

- 一、私たち市民は、島の生活を支えるかけがえのない地下水を守ります。
- 一、私たち市民は、美しい珊瑚礁の海を守ります。
- 一、私たち市民は、みんなの知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします。
- 一、私たち市民は、ゴミのない地球にやさしい美(か)ぎ島(すま)宮古(みゃ〜く)島(ずま)を目指し一人ひとり行動します。
- 一、私たち市民は、緑・海・空を守り、すべての生物が共に生きていける環境づくりのため行動します。
- 一、私たち市民は、よりよい地球環境を取り戻し・守るため、世界の人々とともに考え・行動し、未来へバトンタッチします。

また、2030年及び2050年のゴールを以下の通り定め、目標に向けた指標を明確化した。

<b>指標①地下水水質・窒素濃度（硝酸態窒素濃度）</b>	
基準年：平成28年度（2016）	5.05 mg/L（水道水源地）
2030年目標：	4.64 mg/L
2050年目標：	2.17 mg/L
<b>指標②1人1日当たり家庭系ごみ排出量</b>	
基準年：平成28年度（2016）	542 g/人・日
2030年目標：	488 g/人・日（10%減）
2050年目標：	434 g/人・日（20%減）
<b>指標③エネルギー自給率</b>	
基準年：平成28年度（2016）	2.9%
2030年目標：	22.1%
2050年目標：	48.9%
<b>指標④サンゴ礁被度</b>	
ハマサンゴ優占群集（中の島、吉野海岸）：40%以上	
ミドリイシ優占群集（八重干瀬、来間島沖）：現状）5～10% 2030年）70%以上	
<b>指標⑤固有種の保全</b>	
2030年目標：伊良部島及び宮古島北半島部のクジャク個体群を根絶	
2050年目標：市全域のクジャクを根絶	



#### ■エコアイランド宮古島推進条例（平成 26 年度制定）

エコアイランド宮古島の実現に向け、宮古島の環境の保全、限りある資源の循環、産業の振興に資する活動を定めることにより、宮古島に関わる全ての人や団体が一体となった取組を推進し、エコアイランド宮古島の具現化に資することを目的に制定した。

#### ■エコアイランド宮古島推進計画（令和 4 年 3 月基本計画策定）

「いつまでも住み続けられる豊かな島」持続可能な島づくりについて、市民や事業者など宮古島市に関係する全ての人たちとともに推進することを定めたエコアイランド宮古島の推進に関する条例に基づき、課題や具体的な対策を定める計画。平成 26 年度に 5 年計画の基本計画を策定し、平成 27 年度からは毎年実施計画を策定している。環境保全、資源循環、産業振興を柱として、市民や団体の代表者等による検討委員会、検討部会を設置し、庁内関係課の横断的な連携のもと計画づくりを進めている。

#### ■宮古島市地球温暖化実行計画（事務事業編）（令和 5 年 3 月策定・令和 6 年 3 月改訂）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市が実施する事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に向けた実行計画となっている。

## 2-2 基本方針

環境モデル都市行動計画の目標達成においては、市民一体となった省エネ対策の推進、地産エネルギーの活用拡大、地域活性化との両立を柱とする。地産エネルギーに関しては、短中期的には価格低下が進む太陽光発電を中心に据え、長期的には、風力発電やバイオマス、海洋エネルギー等、多様な資源の活用を念頭に置くこととし、基本方針は、下記のとおりである。

1. 市民一体となった省エネ対策の推進

2. 地産エネルギーの活用拡大

3. 市民主体のエコアイランド宮古島づくりと地域活性化

## 2-3 計画期間

計画期間は、2024年度から2028年度までの5年間とする。

## 2-4 基準年度

本市の環境モデル都市行動計画における基準年度は、前計画を引き継ぎ2003年度とする。

## 2-5 目標年度

目標年度は、計画期間最終年度の2028年度とする。それに加えて、国の地球温暖化対策計画における目標年度に沿う形で2030年度を中期目標、2050年度を長期目標に分けることとし、下記のとおりとする。

(1) 目標年度

目標年度は2028年度とする。

(2) 中期目標年度

中期目標年度は2030年度とする。

(3) 長期目標年度

長期目標年度は2050年度とする。

## 2-6 対象とする地域・主体

対象地域は本市全域とし、対象主体は市民、事業者及び宮古島市とする。

## 2-7 推進体制

本市では、本計画の推進体制として、市長を本部長とし、副市長や教育長、全ての部局長が参画する横断的な庁内体制である「エコアイランド宮古島推進本部」にて推進する。また、市の庁内関係課が連携し部会等を設け情報共有のもと、推進する。

さらに、地域の事業者等の協力や意見は不可欠であることから、民間委員にて組織された「エコアイランド宮古島推進計画検討委員会」にて本計画の推進に係る意見や知見等を集積することとする。





### 3 宮古島市の温室効果ガス排出の現状

#### 3-1 対象となる温室効果ガス

削減の対象とする温室効果ガスについては、温対法において定める下記の7種類のガスのうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）とする。

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン(CH <sub>4</sub> )		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、配水処理
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、配水処理

出典：「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）令和5年9月一部更新版」を一部加工。

#### 3-2 温室効果ガスの排出実態等

本市が環境モデル都市の基準年としている2003年度（基準年）から2022年度にかけての宮古島市内の推計CO<sub>2</sub>排出の状況は下図のとおりである。

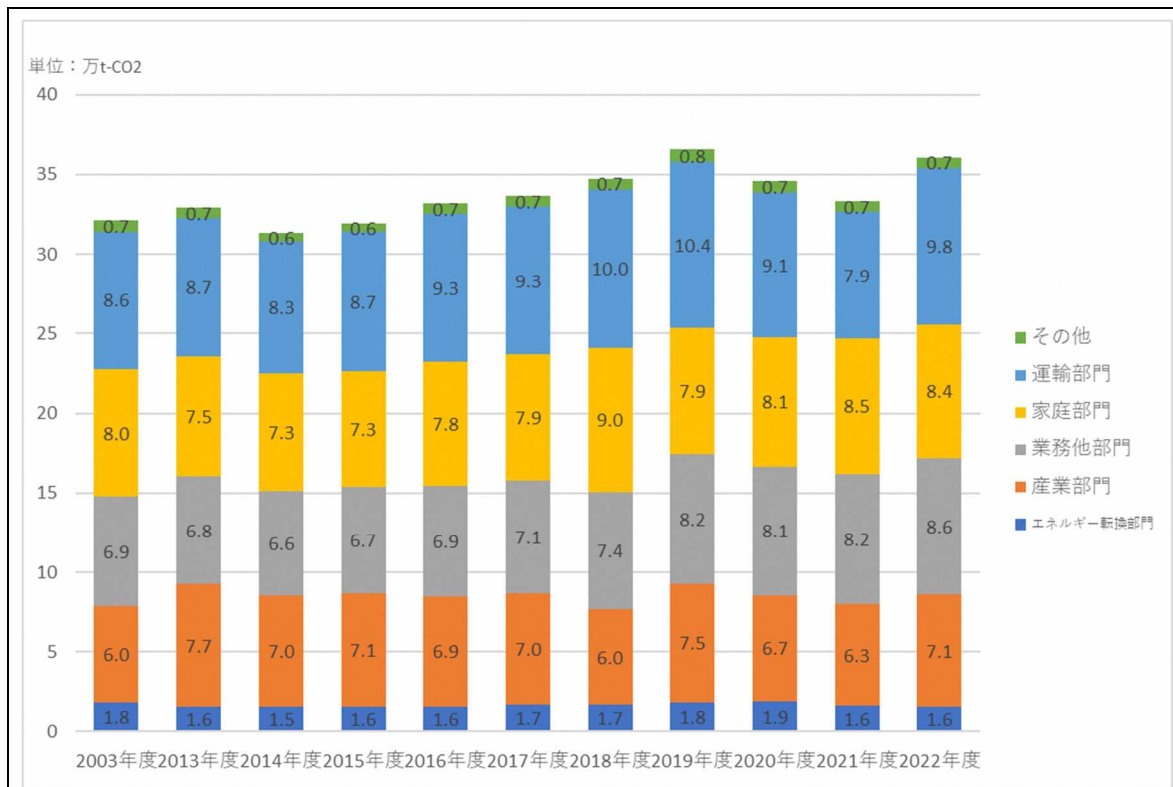
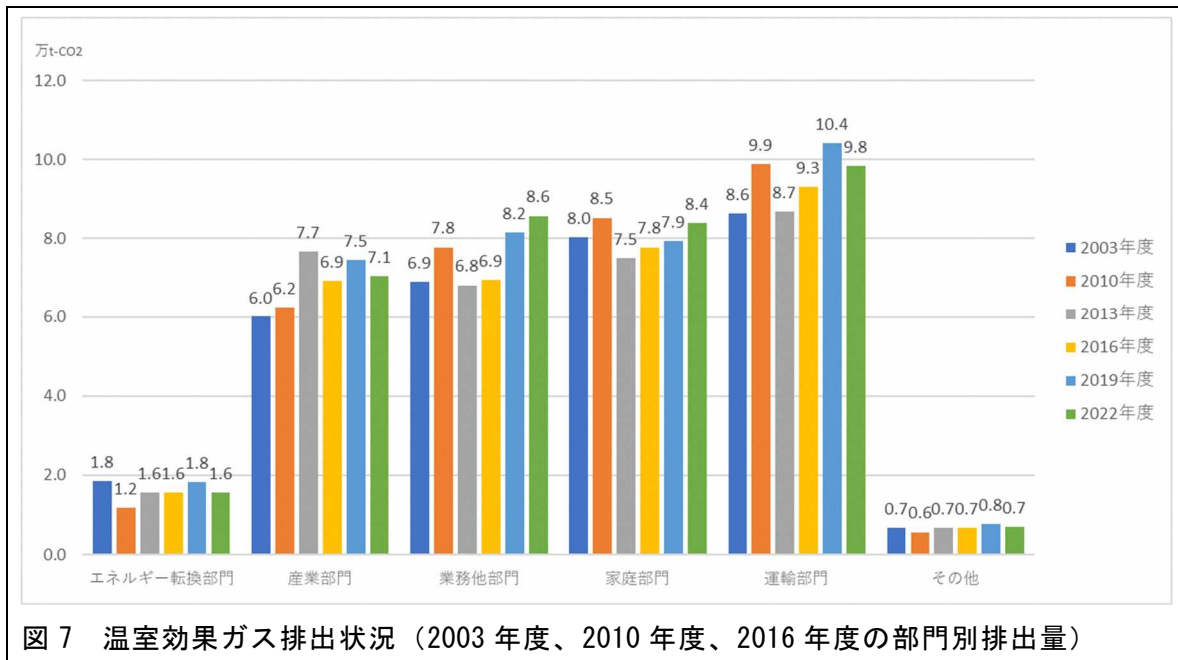


図6 温室効果ガス排出状況（年度別推移）



### 3-3 温室効果ガス削減推進に関する現状と課題

本市のCO2排出量は2010年頃から、太陽光発電の普及や自動車の燃費向上等により排出削減を着実に進めてきたが、2015年から観光客の急増や建設工事の増加に伴ってCO2排出量は増加傾向にある。一方、本市の観光産業は主要産業であることから、観光振興とCO2排出削減を両立していく必要がある。

CO2排出量の主な増加要因としては、観光客数の増加に伴ってレンタカーをはじめとした運輸部門の増加が挙げられる。車両の燃費性能は向上していると思われるものの、レンタカー利用者の増加と伊良部大橋開通による走行距離の拡大等が要因と推察される。

今後は、電気自動車（EV）の普及やエコドライブの推奨等によって、運輸部門における対策を重点的に進めていくことが必要である。

また、再生可能エネルギー（再エネ）の普及に関しては、再エネの固定価格買取制度が施行されて以降、本市においても急速に太陽光発電の普及拡大が進んだ。2014年2月には、全国で初めて、太陽光発電の新規系統接続申請に対して、沖縄電力による回答保留の措置が取られ、その後、一定条件の下で回答が再開されているものの、再エネの導入拡大に向けて電力系統の需給バランス調整の課題が明らかとなり、太陽光発電の普及拡大の制約となっている。

他方で、現在国内外においては、太陽光発電の価格が急速に低下しており、経済合理性を伴った再エネ普及が可能な水準に到達している。本市におけるCO2排出対策においては、低価格化が進む太陽光発電をはじめとした、再生エネルギーを主な電力源に取り入れていくことが必須であり、そのためには電力系統の需給バランスの調整力を拡大していく必要がある。

そこで、島嶼型スマートコミュニティ実証事業を実施し、分散して普及した太陽光発電やHP給湯機、蓄電池等をIT技術の活用により遠隔から制御することで、調整機能を有した再エネ普及モデルを確立した。この成果により、現在市内では民間の事業者による第三者所有型モデルによる太陽光発電の普及が拡大している。当該事業モデルは、本市による政策的な



加速策が無くても一定の規模で拡大していくことが予測されるが、後押しするような政策的支援を重ねることで、その普及が加速すると考えられる。特に、本市では、系統接続量の限界から、蓄電機能と組み合わせた方法でなければ太陽光発電の拡大は難しいことから、蓄電設備の支援を含めた政策支援の導入が必須となる。

また、市民・事業者・観光客が共にエコに関連する行動（エコアクション）ができるよう情報提供や支援制度を充実することで、更なるCO2削減と地域活性に資する新しいアイデアの創出が期待できる。

## 4 温室効果ガス削減目標

※第4次行動計画より「宮古島市再生可能エネルギー最大限導入計画」（令和6年1月策定）との整合性を図った。

### 4-1 温室効果ガス排出量の推計の前提

ゼロカーボンの実現のためには、現状のエネルギー相当分を電化していく必要がある。長期目標である2050年の時点においてどれだけのエネルギー利用機器・設備が電化されているのか、そして電化されていないエネルギー利用としてどのような種類の一次エネルギーが利用されているのかの想定は難しいが、温室効果ガス排出量の将来推計においては、2050年にすべてのエネルギー利用機器・設備が電化されていると仮定する。

また、導入された再生可能エネルギーによる発電は、蓄電池等の十分な調整力によりすべて利用され、また、蓄電池等を利用することによるエネルギーロスについては考慮しない。

### 4-2 将来の温室効果ガス排出量の推計結果

本市における将来の温室効果ガス排出量の推計結果（BAU ケース）は次表のとおり。活動量の増加に伴い2030年に向けて緩やかに増加し、その後ほぼ横ばい傾向となるものと推計された。

将来の温室効果ガス排出量推計					
	2003年度 (基準年) t-CO <sub>2</sub>	2021年度 (直近) t-CO <sub>2</sub>	2028年度 (目標) t-CO <sub>2</sub>	2030年度 (中期) t-CO <sub>2</sub>	2050年度 (長期) t-CO <sub>2</sub>
排出量	314,361	342,674 (+9%)	357,008 (+13%)	356,850 (+13%)	355,156 (+13%)
産業部門	60,038	67,287	70,061	70,030	69,698
業務部門	69,106	90,959	85,457	85,419	85,013
家庭部門	80,329	95,528	92,461	92,420	91,981
運輸部門	86,414	72,709	91,649	91,608	91,173
エネルギー転換部門	18,474	16,191	17,382	17,374	17,291

BAUとは、温室効果ガス排出量の将来推計を行うためには、再エネ導入や省エネ推進による排出量の削減を反映させる元となる現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量の推計が必要となる。現状趨勢(Business As Usual, 以下、「BAU」という。)ケースの温室効果ガス排出量(以下、「BAU 排出量」という。)とは、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を指す。BAU 排出量を推計することで、「将来の見通しを踏まえた計画目標の設定」を行うことができる。

### 4-3 ゼロカーボンを見据えた再エネ導入および省エネ推進目標

脱炭素先行地域の取組を前提に、本市ではそれらの取組を波及させていくものとし、本市全体における再生可能エネルギー導入及び省エネの取組における長期目標は下記のとおり（「宮古島市再生可能エネルギー最大限導入計画」より）。

2050年太陽光発電導入目標： 179MW

2050年風力発電導入目標： 90MW

2050年省エネ推進目標： 30%削減

#### 4-4 温室効果ガス削減目標

##### ■目標年度（2028年）の削減目標値

2003年（314千t-CO<sub>2</sub>）を基準とし、約37.6%削減の196千t-CO<sub>2</sub>※とする。

目標達成に向けては、各需要側による省エネルギー対策の積み重ねと大幅な再生可能エネルギーの導入拡大が必須である。これまでの取組によって、大幅な再生可能エネルギー導入拡大の課題は明らかになっていることから、市民が負担するコストが課題とならないよう配慮しつつ、官民の役割を明確にして対策を進めていく必要がある。

※目標年度における削減量は本市の下地・狩俣地域で進められる脱炭素先行地域の取組による地域の脱炭素達成と、本市の下地・狩俣地域以外の地域においても脱炭素に向けた取組が波及していくことを想定し、2028年度では約45%普及が進んだと仮定して算定した。

	2003年度（基準年度）排出量	2021年度排出量	2028年度排出量推計（BAU）	2028年度における削減量		2028年度排出量推計（目標）
				下地・狩俣地域における脱炭素先行地域の取組による削減量	下地・狩俣地域以外の地域における脱炭素化への取組による削減量	
排出量	314,361	342,674	357,008	15,281	145,600	196,127
				削減量合計：160,881		
基準年度比	—	+9%	+13%	—		-37.6%

##### ■中期（2030年）の削減目標値

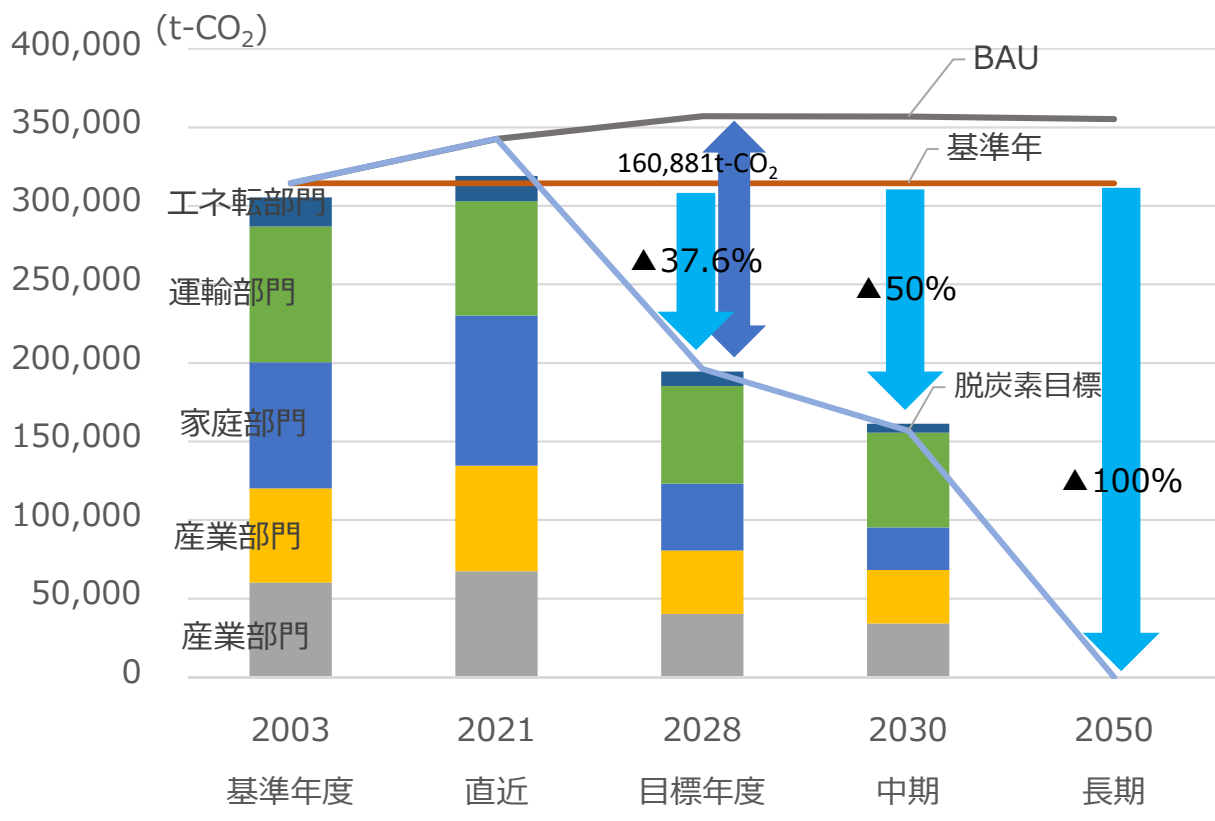
2003年（314千t-CO<sub>2</sub>）を基準とし、約50%削減の157千t-CO<sub>2</sub>とする。

##### ■長期（2050年）の削減目標値

2003年（314千t-CO<sub>2</sub>）を基準とし、約100%削減の0t-CO<sub>2</sub>とする。

	2003 基準年度	2021 直近	2028 目標年度		2030 中期		2050 長期		
BAU	314,361	342,674 (+9%)	357,008 (+13%)		356,850 (+13%)		355,156 (+13%)		
脱炭素目標	314,361	342,674	+9%	196,127	-38%	156,672	-50%	0	0%
産業部門	60,038	67,287	+12%	40,252	-33%	34,016	-43%	0	0%
業務部門	69,106	90,959	+32%	42,014	-39%	29,543	-57%	0	0%
家庭部門	80,329	95,528	+19%	42,632	-47%	27,218	-66%	0	0%
運輸部門	86,414	72,709	-16%	62,189	-28%	60,303	-30%	0	0%
エネ転部門	18,474	16,191	-12%	9,039	-51%	5,592	-70%	0	0%

※「%」は2003年度比の増減率を示している。小数点未満は四捨五入している。



## 5 削減目標の達成に向けた施策

### 5-1 基本理念及び取組方針

前章で定めた 2028 年の削減目標は、基準年に対して約 37.6%削減としている。当該目標の達成、さらには、カーボンニュートラルに向けた 2030 年で 50%、2050 年で 100%削減の目標達成に向けては、市民一体となった省エネ対策の推進、地産エネルギーの活用拡大、地域活性化との両立を柱として対策を促進する。地産エネルギーに関しては、短中期的には価格低下が進む太陽光発電を中心に据え、長期的には、風力発電やバイオマス、海洋エネルギー等、多様な資源の活用を念頭に置く。

#### 1. 市民一体となった省エネ対策の推進

島内で消費するエネルギーを削減するため、市民ひとりひとりが関わることができる省エネ対策を推進する。日常の生活では意識しづらいエネルギーに関して、市民や企業が参画意識を高めながら、小さなことでも着実かつ継続的に取り組めるよう、仕組みづくりを進める。

基本的な対策の方針としては、行動変容による省エネと設備更新による省エネの双方を並行して進めていくこととする。

#### 2. 地産エネルギーの活用拡大

地域資源である太陽光、風力、バイオマスやその他の未利用資源の活用を拡大していくことによって、エネルギーの自給率を高めることで、原油価格等の外的な要因による影響を受けにくく足腰の強い地域経済の構築を目指す。その上では、市民の生活コストが高まることがないように、社会コストを上昇させることがないように留意しながら進めることとする。

短期的には、価格低下が進む太陽光発電を中心に普及を図る。ただし、既に太陽光発電が一定程度普及した本市の電力系統では需給バランスの調整に課題が生じていることから、需給バランスの調整力を確保しながら島全体で効率的に太陽光発電を取り入れていくためのシステムづくりやエネルギー貯蔵可能な設備普及と並行して進めていくこととする。

#### 3. 市民主体のエコアイランド宮古島づくりと地域活性化

平成 20 年に行ったエコアイランド宮古島宣言以降、特にエネルギーに関連した様々なプロジェクトを立ち上げ、進めてきた。その多くが実証事業であったことや電力などに関する分かりづらいプロジェクトが多かったことから、市民はエコアイランドの取組に対して、よく分からないもの、生活に関わりのないもの、行政や一部の企業が取組んでいるものといったイメージを抱いてきた。エコアイランド宮古島は、持続可能な島づくりを目指す取組であり、行政のみならず、市民や事業者等の主体的な取組が必須である。

省エネ対策や地産エネルギーの利用によって、エネルギー自給率が向上し、生活コストの低減化や安定化という形で市民生活を改善する効果をもたらすものである。しかしながら、これまでの情報発信や啓発活動の取組では十分に市民の意識や関心を高めることができなかったことから、情報発信や共有の方法を見直し、コミュニケーションを深めていく必要がある。さらに市民が一体となってエコアイランド宮古島を実現できれば、他地域にはない特色として、地域の価値を高めることができ、観光等の地域経済の活性化にも寄与することができる。

## 5-2 取組内容

### (1) 市民一体となった省エネ対策の推進

#### (1)-1 取組方針

地域資源が限られ、自然災害と隣合せの当市では、これまで資源の最大効率化を目指して、エネルギーの自給率向上に資する屋根上太陽光発電や風力発電に係る系統安定化策、需要側によるエネルギーマネジメント、運輸部門においてはバイオエタノール実証事業などの様々な大規模実証事業を展開してきた。今後は、これらの取組が地域に根付き、島嶼型脱炭素社会システムとして確立するための施策を講じていく。

近年、入域観光客数が急激に増加する中、エネルギー消費量は増加傾向にあるが、エネルギー自給率の向上に向けては、第一に島内で消費されるエネルギーの総量を削減することが重要である。

省エネ対策は、エネルギー対策全般の中でも、市民が参加しやすく、意識付けによって多くの市民の参画を促すことが有効である。市民一人一人が少しずつ可能な対策を行うことで、大きな効果が得られるものである。対策にあたっては、生活習慣をはじめとした行動変革と省エネ設備への更新の2つに分けることができる。いずれの方策についても、市民が無理なく取り組むことが可能で、かつ効果の大きい対策を優先的に進めていく必要があるが、そのためには、省エネ対策に関する知識を広く市民と共有する必要があるため、情報発信等による意識啓発に努める。

一般的な家庭におけるエネルギー消費においては、自動車におけるエネルギー消費量が大きいことから、エコドライブの推進やEV等のエコカーの普及に力点を置いて対策を進めていく。また、市民参加を促す上で、光熱費に対する意識が低く参加意欲に繋がらない面があることから、省エネ講座という形式でなく、市民が楽しみながら参加できるイベントや仕組みづくりを行うことで、結果的にエネルギーへの関心を高めていく。

#### (1)-2 取組事項

取組の内容	主体 時期
<b>脱炭素に向けた啓発</b> より効果の大きい省エネ対策や再生可能エネルギー導入、電気自動車普及に向けエコアイランド公式サイト等を通して市民へ向けて啓発する。	市
	2024~2030年度
<b>エコドライブの推進</b> 急発進、急ブレーキの抑制など、エコドライブを広く浸透させることで、燃料消費削減を目指す。	市、市民
	2024~2030年度
<b>エコカーの普及</b> 電気自動車の普及を促進し、運輸部門のCO2排出量を削減する。(削	市民、事業者、 市

減量：1,156t-CO2/台削減)	2024～2030年度
<b>EV充電器の管理</b> 充電施設について、市や民間事業者にて電気自動車の走行中の電欠（バッテリー容量不足）回避策としてセーフティーネットの位置づけで設置している。 設置場所は市内まんべんなく充電網を形成するよう一定区間に一基ずつ設置している。	事業者、市 2024～2030年度
<b>宮古島市電気自動車等導入補助金</b> EVに限らずV2Hといった機器へも活用できる補助制度を通してEV等の普及を図る	市民、事業者、市 2024～2030年度
<b>省エネ家電製品買換促進補助金</b> エネルギー自給率向上に向けて、市民の電力使用の省エネ促進を図るため省エネ家電製品への買換に対して補助金を交付する。	市民、事業者、市 2024～2030年度
<b>資源リサイクルセンター</b> 家畜排泄物、剪定枝、鶏糞、下水汚泥、生ゴミなど島内の資源を活用した発酵堆肥の生産・販売を行っている。発酵堆肥を使うことで地力の回復、農産物の品質、安全性を高め、農家の所得向上と環境改善に繋げる。とともに、焼却ごみの削減に貢献する。	市民、事業者、市 2024～2030年度
<b>生ごみ分別収集</b> 市街地8エリア及び団地等において、専用バケツによる生ごみの分別収集を行う。また、分別収集に関する啓発を行う。	市民、事業者、市 2024～2030年度
<b>生ごみ分解処理機設置費補助業務</b> 生ごみを家庭で堆肥化したい市民に対して、家庭用生ごみ処理機の設置に係る補助金を交付し、生ごみの分別及び循環型社会の構築を促進する。	市 2024～2030年度

## (2) 地産エネルギーの活用拡大

### (2) - 1 取組方針

地産エネルギーの活用については、中長期的には、風力、バイオマスやその他の未利用資源の活用を拡大していくことによって、エネルギーの自給率を高めることを目指すが、アクションプランの計画期間内については、低価格化が進む太陽光発電を最大限利用することを主眼に置いた取組を展開する。

太陽光発電や風力発電に関しては、変動制の電源であることから、電力系統における需給バランスの調整力（以下、「調整力」という）を確保しながら導入を拡大していくことが大前提となる。既に本市では30MW前後の太陽光発電設備が導入されており、今後も急速に拡大して行くものとする。本市は2050年のゼロカーボン化に向けて、太陽光発電及び風力発電を中心に、その他再生可能のエネルギー源を組み合わせることで再生可能エネルギーの最大限の導入

を目指す。また、それを実現させるために、同時に調整力としての蓄電機能を最大限向上させる。

2050年に向けては、電力を巡る経済環境の変化として、第一に、太陽光パネルや風車などの発電設備等のコストが低減し、その一方で化石燃料のコストが上昇することで、再生可能エネルギーによる独立電源の発電コストが現在の電力系統に流れている火力発電による電気のコストを下回る「グリッドパリティ」が実現する。特に本市に関しては、発電場所や手法によっては既にグリッドパリティが実現しており、さらに今後、系統電源のコストを維持していくことが困難となることから、長期的にも太陽光パネルによる再エネ独立電源のコスト優位は拡大していくと考えられる。

第二に、蓄電池等の蓄電コストが持続的に低減することで、蓄電池の導入が経済合理性を持つ「ストレージパリティ」についても実現する。現時点においても、送電線系統に流す電力量を安定させるために、系統に接続させる電力量以上に発電し余剰分を廃棄する過積載と呼ばれる方法は存在しているが、蓄電池等の蓄電設備がより低コストで導入できるようになれば、送電系統を不安定化させる電気を蓄電しておいて、後から利用したり系統に流したりするといった方法が大規模に実施可能となる。

特に、本市においては、系統電源の価格が高く、相対的にグリッドパリティやストレージパリティは実現しやすい。もちろん、同じく屋根上太陽光でも、建物の構造や発電需要の大きさによってその費用対効果は異なるから、一律にグリッドパリティやストレージパリティを語ることはできないが、少なくとも、系統電源のコストが高い本市では、相対的に再エネ電源のコスト優位性が高いことは間違いない。

本市では、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーと、それらで作られた水素、アンモニアなどのエネルギーにより、ゼロカーボンを目指す。このとき、水素やアンモニアなどのエネルギーについては、市内で作られた再生可能エネルギーにより生産する他に、域外から輸入するという事も考えられる。「エコアイランド宮古島宣言」からエネルギー自給率の向上を目標に掲げる本市としては、現時点では、それらのエネルギーも市内で生産することを前提とする。ただ、水素やアンモニアに関しては、現時点において生産・貯留技術や流通の仕組みが確立されたとはまでは言えず、将来的な技術動向や価格動向により、適宜戦略の見直しは必要になると考える。その他詳細な目標・施策については「宮古島市再生可能エネルギー最大限導入計画」に沿うものとする。

## (2) - 2 取組事項

取組の内容	主体 時期
<b>脱炭素先行地域</b> 選定された2地域（狩俣・下地）においては、急速的な再エネ電源設備の普及と調整力としての蓄電池やEV等の普及を目指す。また、地域内での再エネを活用した事業の創出や、省エネ施策（家電買い換え補助）も平行して実施することで、持続的な脱炭素社会のモデル地域となるよう支援していく。	県、市、 事業者、市民  2024~2030年度



<b>太陽光発電の普及</b> 持続的に太陽光発電を普及するため、制御できる形で、かつ可能な限り蓄エネ設備と併せての普及を図る。	市民、事業者
	2024～2030年度
<b>風力発電やバイオマス活用</b> 風力発電や製糖工場のバガス発電、バイオディーゼルの活用を継続して推奨する。また未利用エネルギーの利活用についても引き続き検討を行う。	市民、事業者
	2024～2030年度
<b>来間島地域マイクログリッド事業</b> 宮古島市の離島である来間島は、災害等で停電になると、発電所から離れていることから、復旧に時間を要する地域。平常時には、当該エリアに設置された太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池を活用して効率的に電気を供給し、災害等による大規模停電などの非常時には、宮古島本島にある大元の送配電ネットワークから切り離し、自立的に島内エリアへ電気を供給することを可能とする。脱炭素先行地域提案の核となる脱炭素グリッドのベースとなる実証。	市民、事業者、市
	2024～2030年度
<b>再生可能エネルギー最大限導入計画</b> 宮古島市再エネ最大限導入計画策定に向けて、本市のポテンシャル調査や推進施策を再生可能エネルギー最大限導入計画として策定した。	市
	2024～2030年度
<b>IBM 社会貢献プログラムとの連携</b> IBM が実施する社会貢献プログラム（サステナビリティ・アクセラレーター）による支援を受け、気象予測及びデータ分析に係るリソース並びに多様な専門知識を有した社員によるコンサルティングの支援を受けることで、電力の効率的な供給手段を確立するとともに、域内のクリーンエネルギーの普及を目指す。（R4. 10月より2年間）	市、事業者
	2024年度

(3) 市民主体のエコアイランド宮古島づくりと地域活性化

(3) - 1 取組方針

市民主体のエコアイランド宮古島づくりに向けては、まずは市民や事業者等の関心を高めることで、より広く取組への参画を促していく必要がある。

これまでの一方的な情報発信のあり方を見直し、双方向のコミュニケーションや情報共有を可能とするコミュニケーションプラットフォームを構築する。

具体的には、ウェブサイトやSNSといったオンライン上のコミュニケーションと各種イベントやワークショップといったリアルなコミュニケーションを組み合わせることで、様々な層へのアプローチを確保する。また、既に市民や事業者等が取り組んでいる活動を重視し、取材によってウェブサイト等でPRすることで、市民の関心を高めるとともに活動する市民

や事業者等のモチベーション向上に繋げ、相乗的な効果を生む仕掛けをつくる。

エコアイランド宮古島をキーワードとしたコミュニケーションにおいては、エネルギーだけでなく、むしろゴミや海浜の環境、地下水保全など、市民生活により身近な問題も含む形で話題を提供することで、広い市民の巻き込みに繋げていくことが重要である。

さらに市民主体の持続可能な島づくりに向けた官民連携の仕組みである「せんねんプラットフォーム」によって市民プロジェクトの創出やその伴走支援を行う。そして、市民ワークショップ等の機会を通して、持続可能な島づくりに向けた市民参加型の機会を設けていく。

エネルギー対策に関する取組については、市民や事業者等の主体的な取組を促す仕組みとしてビーチクリーンなどのエコ活動で手にすることのできる地域クーポン「理想通貨」の普及拡大によって、市内のエコ活動の拡がりを図る。

また、事業者に関しては、構築したエコアクション・カンパニー認定制度では、認定された企業におけるエコ関連の取組を取材・PR することで主体的な参画を促進する。

### (3) - 2 取組事項

取組の内容	主体 時期
<b>企業版認定制度の構築・運用</b> エコアクション・カンパニー制度にて、市内企業を認定することで、企業の主体的な取組を促す。	市
	2024~2030年度
<b>官民連携プラットフォームの構築・運用</b> 市民主体の持続可能な島づくりに向けた事業の創発と実現可能性を高める伴走支援を行うプラットフォームを構築し、市民の主体的な取組を促す。	市
	2024~2030年度
<b>エコアイランドに係る学習、人材育成</b> エコアイランド宮古島人材育成プログラムの普及に向け、本プログラムの各校への周知と活用を図る。指定校制度を活用した実施事例の作成を行う。	市、教育委員会
	2024~2030年度
<b>エコアイランド公式サイト運用</b> 宮古島市内外の持続可能な活動等について、取材をもとに WEB サイトや SNS の運用を行う。また理想通貨や、エコ広報誌「島の色」との連動性をもってさらなるエコアイランド宮古島の周知を図る。	市
	2024~2030年度
<b>平良港港湾脱炭素化推進計画</b> 平良港の脱炭素形成に向け、物流・人流ターミナル、港湾地域に立地する企業活動の脱炭素化や再生可能エネルギーの導入促進を通じた地域の活性化、既存の発電施設への働きかけ、CO2 吸収減としての藻場の形成について取組の計画を策定する。	事業者、市
	2024~2030年度

(4) 更なる取り組み加速に向けた検討施策について

(4) - 1 取組方針

温室効果ガス削減や省エネ効果等を実現するため、(1)～(3)の施策を進めつつ、様々な施策に取り組んでいく必要がある。再生可能エネルギー最大限導入計画策定において検討を行った。施策検討にあたっては、以下の3つの方向性のもと検討した。

- ① 再エネ設備、蓄電設備の導入支援策
- ② 地域主体育成や先行事業者との公正な競争を実現するためのソフト支援施策
- ③ エコアイランド実現に向けた財源確保を含めた誘導施策

(4) - 2 取組事項

取組の内容	主体
<b>収益納付型補助金</b> 補助金適正化法に基づく、収益の一部を返還してもらう収益納付型補助金を制定することで、導入コストを軽減しつつ補助の財源を循環的に確保できる仕組みを目指す。	市
<b>再エネ促進基金の設置</b> 条例により基金を設置し、寄附金や上記の納付金を基金に組み入れる設計にしておけば、安定した再エネ推進の原資を確保することができ、企業版ふるさと納税等の受け皿ともなりうることから、基金の設置を検討する。	市
<b>地域ポイント制度</b> 市内に再エネ設備導入が普及してくると、地域を再エネ電源で満たしながら送電線系統の安定を図るための、蓄電電力の融通行為を評価し、蓄電電力の適切な逆潮流にインセンティブを与えるため、地域ポイントの導入を検討する。	市
<b>再エネ原料の固定調達制度</b> バイオマス発電の普及を促すべく、バイオマス原料について固定価格での買い取りを市で保証する制度設計について検討する。	市
<b>新規事業参入を可能とする事業環境の調整</b> 新規の太陽光発電事業者を創出するべく、逆潮流電力の売電価格やその他の取引条件について、先行事業者や送配電事業者、新規事業者らとの協議に基づいて整理し、ガイドラインの設定を目指す。	市
<b>公共施設 PPA 共同実施事業</b> 新規事業者の人材育成も兼ねて、公共施設を活用した PPA 事業の共同実施モデルを検討する。	市
<b>脱炭素グリッド支援事業</b> 再エネ発電設備や EV 含む蓄電設備がある程度普及してくると、地域内で相互に融通し合って電力流通を調整する脱炭素グリッドの機能が必要となり、発電事業者、蓄電設備所有者が、アグリゲータによる電力調整を受け入れ活用できる仕組みづくりを目指す。	市

<p><b>地域課題解決プラットフォーム支援事業</b></p> <p>地域内において再エネ事業の収益機会が確保され、担い手主体が育ってくると、次の段階として地域内電力事業を梯子とした地域内課題解決型事業を展開していくことを目指す。</p>	市
<p><b>水利用税、火力発電による電力利用税等の設定による財源確保</b></p> <p>財源の確保及び自然環境の保全の観点から、水資源や石油由来電力の利用に税制度を導入し、エコ意識、再エネ意向の意識を加速化させるパッケージについて検討する。</p>	市
<p><b>固定資産税のエコランク設定</b></p> <p>建物や設備にエコランクを設定し、ランクに応じて固定資産税の差異を求める制度について検討する。</p>	市
<p><b>調整電力の負担を賄う制度の検討</b></p> <p>地域が再エネ電力で満たされ、相当規模の蓄電設備が導入された後、調整電力の確保のため、受益者から調整電力負担金を徴収する制度について検討する。</p>	市

## 6 取組体制等

### 6-1 行政機関の連携体制

行動計画の実施及び評価検証にあたっては、本市に設置された市長を本部長とする「エコアイランド宮古島推進本部」にて、進捗状況を確認する。

市民や事業者等の主体的な取組を促すにあたっては、市職員が積極的に関連した活動に参画するとともに、市としての取組を広く PR することでエコアイランド推進に係る理解と参画を求めていくこととする。

### 6-2 地域住民等との連携体制

エネルギーのみならず、自然環境や産業振興等もテーマとして持続可能な島づくりを目指すエコアイランド宮古島宣言 2.0 やエコアイランド宮古島推進計画について議論する場として、エコアイランド宮古島推進計画検討委員会を設置している。

委員会では、市内の団体や市民を委員として進捗状況の確認、課題や対策に関する議論を行っており、本アクションプランの進捗状況についても同委員会の中で確認していくこととする。

また、推進する上での連携体制としては、官民連携プラットフォームや認定制度、ウェブサイト等で様々なコミュニケーションを図っていく。これにより、行政と市民、事業者等との信頼関係を深め、市民や事業者等の主体的な参画を促進する。

### 6-3 大学、地元企業等の知的資源の活用

本市においては、これまでに様々な実証事業を進めてきた中で、大学や島外民間企業等との連携を深めてきた。特にここ数年は、毎年継続的に連携した取組を行っている大学や学会活動等もあることから、地元の小中学生や高校生を対象として、学びの機会を提供する機会に対して双方のメリットがある形で協力していく。

### 6-4 フォローアップの方法

#### ■温室効果ガス排出状況の把握

毎年度、温室効果ガス排出量の総量及び部門別排出量、取組の進捗を調査し、取組の見直しを行う。

#### ■温室効果ガスの具体的な調査方法

市内の電力・石油・ガス事業者等の協力を得て、エネルギー種別の消費量データを集めるとともに、廃棄物の量等については市の統計を用いて部門別、用途別等の CO2 排出量を算出する。

#### ■その他の指標

人口、観光客数、バガス発電量、太陽光発電設置容量、風力発電設置容量、電気自動車普及台数、視察者数、カーボン・オフセット実施件数等を指標とする予定